

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年12月6日 11時15分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港第3区端島南方沖 博多港端島灯台から真方位202°27m付近 (概位 北緯33°38.6′ 東経130°20.2′)
事故の概要	作業船 ^{たかおう} 孝王丸は、着棧操船中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年12月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 孝王丸、4.54トン
船舶番号、船舶所有者等	290-19310福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底及び右舷船首部外板に擦過傷、球状船首部キール及びプロペラ翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、海上保安官2人を乗せ、博多港端島灯台の南側に設置されている棧橋（以下「本件棧橋」という。）に船首部を着棧させようと微速前進で北北東進中、同棧橋南側から南方に拮延する浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、GPSプロッターに干出岩及び水深2mの等深線を表示させ、本件浅所を干潮時に通航することを認識していたものの、これまで17回本件棧橋に着棧した経験があったので、支障なく着岸できると思っていた。</p> <p>本船は、航路標識の保守点検業務を行う職員の交通手段として行動しており、本事故当日には2ヶ所の灯標の点検が終了し、本件棧橋に向かっていました。</p> <p>船長は、本船の喫水を把握していなかった。</p>
分析	本船は、着棧操船中、船長が、これまでの経験から本件浅所を干潮時に通航しても乗り揚げることはないと思い、本件棧橋に向かって本件浅所を航行したことから、乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、着棧操船中、船長が、これまでの経験から本件浅所を干潮時に通航しても乗り揚げることはないと思い、本件棧橋に向かって本件浅所を航行したため、乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・慣れた海域であっても、作業で浅所を航行する際は、自船の喫水、潮位及び波高などを考慮した上で、水深の余裕がある適切な時機を選定して航行すること。